

## WAON 利用加盟店規約

### 第1条 目的

1. 本規約は、加盟店（以下「甲」という）と利用者間の取引代金の決済に「WAON」を利用することに関し、甲とイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」という）との間における WAON の取扱い及び WAON に係る契約関係（以下「本契約」という）につき定め、もって WAON に関するシステムの円滑な運営及び WAON 取引（第2条で定義する）の普及向上を図ることを目的とするものである。
2. 本規約における用語の定義は、第2条各項その他本規約に別途定める場合を除き、WAON 利用約款と同義とする

### 第2条 用語の定義

- (1) WAON WAON 利用約款に基づき WAON 発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、WAON 利用約款に基づき利用者が甲との間の商品購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの
- (2) WAON ポイント WAON の利用に付随して WAON 発行者から利用者に付与される電子情報であって、WAON ポイント約款に基づき利用者が WAON に交換すること及び WAON 発行者所定のサービスを受けることができるもの
- (3) WAON カード WAON を記録することができるカード
- (4) WAON サービス 利用者が甲との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において WAON 利用約款に従って WAON を利用した場合に、利用された WAON 相当額について WAON 発行者が WAON 加盟店に対して代金の支払を行うサービス
- (5) WAON 利用約款 利用者が WAON を利用する際に適用される約款及びこれに付随する特約の総称
- (6) WAON ポイント約款 WAON 利用約款に付随する特約のうち、WAON ポイントに係るサービスについて規定する約款
- (7) WAON マーク WAON カード、WAON 加盟店、WAON 端末等、WAON サービスに係るものであるものに使用される商標
- (8) チャージ WAON カードに記録された WAON の金額を加算すること
- (9) オートチャージ クレジットカード又は銀行のキャッシュカードに付随して発行された WAON カードの利用に際し、当該カードの WAON 残高があらかじめ利用者が設定した金額未満となるときに、それぞれクレジットカード払い又は銀行口座からの引き落としにより、あらかじめ利用者が設定した金額が自動的にチャージされること
- (10) 利用者 WAON の保有者であって、WAON 利用約款に基づき WAON を利用する者
- (11) WAON ブランドオーナー WAON を管理及び運営する主体としてのイオン株式会社
- (12) WAON 発行者 WAON ブランドオーナーとの契約により WAON を発行する事業者
- (13) カード発行者 WAON ブランドオーナーとの契約により WAON カードを発行する事業者
- (14) WAON 端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理

することができる端末（下記の R/W、チャージャー及びステーションを含むがこれらに限られない）の総称

- ①R/W（リーダライタ） WAON 取扱店舗のレジに設置され、WAON 取引及び WAON の残高照会を行う際に必要となる電子情報を処理するための端末（なお、乙が承認した場合に限り、チャージを行う機能を付加することができる）
  - ②チャージャー WAON 取扱店舗のレジ以外の場所に設置され、チャージ並びに WAON 及び WAON ポイントの残高照会を行う際に必要となる電子情報を処理するための端末
  - ③ステーション WAON 取扱店舗のレジ以外の場所に設置され、チャージ及びオートチャージの設定、WAON 及び WAON ポイントの残高照会、WAON ポイントの交換並びに WAON の利用履歴の照会を行う際に必要となる電子情報を処理するための端末（ただし、チャージャーを除く）
- (15) WAON 加盟店 乙に対し、自己の店舗又は施設において WAON 取引を行う旨の申込をなし、乙がこれを承認した者で、乙との間で WAON にかかる加盟店契約を締結した者
  - (16) WAON 取扱店舗 第 3 条に基づき、甲が指定し、乙が承認した WAON 取引を行う店舗又は施設（なお、甲との間で甲所定の出店契約を締結して甲の店舗又は施設に出店している者であって、WAON 取引を行うことに同意した者も含む）
  - (17) WAON の移転 ネットワーク、端末等を媒介することにより、WAON カードに記録されている一定額の WAON を引去り、WAON 発行者の電子計算機又は WAON 加盟店の WAON 端末に同額の WAON が積み増しされること
  - (18) WAON 取引 利用者が甲との間における商品の購入、役務の提供その他の取引において、WAON 利用約款に従って、金銭等に換えて WAON を甲の WAON 端末に移転して代金を支払う取引
  - (19) 取扱期間 第 1 1 条に基づき甲と乙の間で WAON 取引に係る精算を定期的に行う際の各回の精算の対象となる期間
  - (20) WAON 取引金額 1 回の WAON 取引によって甲が利用者から商品等の代金として受領した WAON を現金に換算した金額（なお、1 WAON = 1 円とする）
  - (21) WAON 加盟店手数料 WAON 加盟店が利用者との間で WAON 取引を行うことにより取得した WAON 発行者に対する代金債権を乙が精算代行者として WAON 加盟店に精算することに係る手数料（WAON 精算システム利用に係る手数料を含む）

### 第 3 条 WAON 取扱店舗

1. 甲は、WAON 取扱店舗を指定し、予め乙に所定の書面又は記録媒体をもって届け出、乙の承認を得るものとする。また、WAON 取引を行う店舗・施設の追加・取消しについても同様とする。
2. 甲は、WAON マークを WAON 取扱店舗の利用者の見やすいところに掲示するものとする。

### 第 4 条 WAON 端末の設置等

1. 乙は、WAON 取扱店舗に設置する WAON 端末及びこれに附帯する設備（以下本条において「WAON 端末等」という）を指定し、当該指定にかかる WAON 端末等を甲に対して貸与するとともに、WAON 取扱店舗に設置する。ただし、WAON 端末等について、乙と甲との間で合意した場合には、甲は、その費用と責任において乙が指定する WAON 端末等を WAON 取扱店舗に設置する。また、乙又は甲が

設置した WAON 端末等につき、WAON 取扱店舗内のネットワークの構築及び POS レジとの接続については、甲の費用と責任において行うものとする。

2. 甲は、WAON 取引を行うにあたり、乙から貸与された WAON 端末等の維持管理に努めるものとする。WAON 端末等の保守については、原則として甲の責任と費用において行うものとし、WAON 端末等が故障、破損により使用することができなくなった場合は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、甲の責任と費用をもって修繕するものとする。尚、保守依頼先は甲が指定し、乙の承認を受けて定めるものとする。
3. 甲は、WAON 端末等について、損壊若しくは解体又はリバースエンジニアリング等の解析行為を行ってはならないほか、他の電子マネーの利用を可能にする等の改変行為その他定められた使用方法以外に使用してはならない。
4. 甲は、WAON 端末等の貸与に関して、乙と別途締結する「WAON システム利用料に関する覚書」に基づき、乙に対して利用料を支払うものとする。

#### 第5条 チャージ特約等

1. 甲は、WAON 取扱店舗においてチャージを行うときは、別途乙との間で「WAON 加盟店におけるチャージに関する特約」を締結しなければならない。
2. 乙は、WAON 端末を利用したクレジットチャージにかかる手数料を支払う義務を負わないものとする。また、前項及び「WAON 加盟店におけるチャージに関する特約」の規定にかかわらず、利用者の WAON カードにオートチャージ機能が付加されていることによりオートチャージがなされた場合においても、乙は、甲に対し、オートチャージにかかる手数料を支払う義務を負わないものとする。

#### 第6条 WAON 取引

1. 甲は、WAON 利用約款の記載内容を承認し、これに従い利用者と WAON 取引を行うものとする。
2. 甲は、利用者から WAON カードの提示により WAON 取引を求められた場合、本契約及び WAON 利用約款に従い、正当かつ適法に WAON 取扱店舗において WAON 取引を行うものとする。
3. WAON 取引においては、利用者の WAON カードから WAON 端末に、商品等の代金額に相当する WAON の移転が完了したときに、利用者の甲に対する代金債務が消滅するものとし、当該代金債務は、本契約に定めるところにしたがって、甲と乙の間で精算する。
4. 甲は、WAON 取引を行うにあたっては、WAON 端末を接続する機器に当該取引代金を入力することにより、利用者の WAON カードから WAON 端末への WAON の移転を行うものとする。このとき甲は、利用者に対し、当該 WAON 取引の代金額及び取引後の WAON の残額をレシート表記等により明示するものとする。
5. 甲は、WAON の残額が WAON 取引の代金に満たない場合は、現金その他の支払い方法により不足分の決済を行うものとする。
6. 甲は、WAON 利用約款に定めがあるとき又は乙から指示があったときを除き、WAON を換金してはならない。
7. 甲は、WAON 取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む）のみに WAON の利用を認めるものとし、過去の売掛金の精算等その他の用途に WAON の利用を認めたり、

通常1回の WAON 取引で処理されるべきものを複数回に分割して取引することはできないものとする。

#### 第7条 WAON 取引の円滑な実施

1. 甲は、第8条及び第9条に定める場合を除き、正当な理由なく利用者との WAON 取引を拒絶したり、現金その他の支払い手段等の利用を要求したり、また、同一の商品等について WAON 取引によらない場合と異なる代金を請求する等、WAON 取引によらない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならないものとする。
2. 甲は、利用者から WAON 取引により販売した商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、甲と利用者との間において紛議が生じた場合には、乙又は WAON 発行者の責めに帰すべき場合を除き、自己の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。

#### 第8条 WAON の取扱禁止等

1. 甲は、利用者が WAON 取引をしようとしたときであっても、次の各号に該当する場合は、WAON 取引を行ってはならないものとする。
  - (1) 有価証券及び金券並びに甲と乙が別途協議の上定めた商品等に係る取引
  - (2) 提示された WAON カードについて WAON 端末に無効である旨の表示がなされた場合
  - (3) 明らかに偽造、変造もしくは破損と判断できる WAON カードを提示された場合、又は、明らかに不正使用と判断できる場合
  - (4) システムやネットワークの障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間その他やむを得ない事由により、乙が WAON 取引を行わないものと甲に通知した場合
2. 前項の場合、甲は、乙所定の手続に従って、当該 WAON カードを取り扱うものとする。

#### 第9条 WAON カードの利用不能

1. WAON カード又は WAON の破損、WAON 端末機器等 WAON 取引に必要な機器の故障、停電その他のやむを得ない事由により、WAON 取引ができない場合は、甲は、現金その他の方法により利用者と決済を行うものとする。尚、WAON 取引に必要なシステムやネットワーク障害時には、甲及び乙は速やかな復旧に向けて協力し合うものとする。
2. 前項の場合、乙の故意又は重過失がない限り、乙は、甲に対し、損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

#### 第10条 電子的情報の送受信及び WAON 取引の売上金額の確定

1. 甲は、WAON 取引によって利用者の WAON カードより移転された WAON 及びこれに付随する情報を、乙の定める通信手段・手順等により乙の指定する情報処理センターに移転及び送信を行うものとし、又、ネガデータ等を受信するものとする。
2. 甲と乙の間の WAON 取引金額は、甲が WAON 端末を使用し、乙の定める通信手段・手順等により、WAON 取引金額のデータを WAON 端末から乙の指定する情報処理センターへ移転させた時点で確定するものとする。

## 第11条 WAON 加盟店手数料及び WAON 取引精算金の支払い

1. 乙は、WAON 取引金額について、加盟店申込書記載の売上締日に集計し、前売上締日の翌日から当該売上締日までの期間（以下「取引期間」という）に対応する WAON 取引金額の総額を各支払日に甲に対して支払う。
2. 甲は、乙に対し、前項の取扱期間の WAON 取引金額に対応する WAON 加盟店手数料として別に定める金額を各支払日に支払うものとする。（消費税等別途）
3. 乙は、甲に対して、対応する取扱期間の WAON 取引金額及び WAON 加盟店手数料を書面又は記録媒体、データ伝送にて通知する。
4. 乙は、甲に対し、各取扱期間の WAON 取引金額の総額から WAON 加盟店手数料を差し引いた金額を、各取扱期間に対応する支払日に、甲指定の金融機関口座に振込み支払うものとする。また、振込みにかかる手数料は、乙の負担とする。
5. 甲は、乙から第3項に基づく通知がされた際には、直ちにその記載内容を確認するものとする。前条第2項にかかわらず、甲は、通知を受領した日から30日以内に通知の内容について乙に対して異議の申し出をすることができ、甲からかかる期間内に異議の申し出があった場合は、ただちに両者の間で対応を協議したうえ、必要に応じて精算するものとする。なお、甲が通知を受領した日から30日以内に異議の申し出がない場合には、乙は、甲が通知の内容を異議なく承認したものとみなすことができる。
6. 前2項の規定に拘らず、甲に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲の WAON 端末から乙へ WAON の移転がなされなかった場合で、乙において甲の WAON 端末に保存されていた記録により当該 WAON の金額を確認できた場合には、乙は甲に対し、当該確認ができた金額に関して追加精算を行うものとする。

## 第12条 偽造及び変造された電子的情報の取扱い等

1. 甲は、WAON 取扱店舗における WAON 端末が WAON として受領した電子的情報が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合には、乙にその旨を直ちに通知するとともに、当該電子的情報の取扱いについて、乙と協議の上対処するものとする。また、WAON 取扱店舗における WAON 端末が WAON として受領した電子的情報について、偽造又は変造の恐れがあると乙が判断した場合、甲は乙が行う調査に協力するものとする。
2. 万一、甲が前項に定める乙への通知を怠った場合、乙は前条に定める WAON 取引金額から WAON 加盟店手数料を控除した精算金の内、当該取引に関わる支払を拒絶し又は既に支払った場合は、翌取扱期間において精算する方法により、甲に返還を請求することができるものとする。
3. 甲が第1項に定める通知を含む本契約上の義務を遵守した場合には、乙は甲に対し、乙が確認することができる WAON 取引金額を限度として、偽造又は変造された電子的情報に係る WAON 取引について金銭による補償を行うものとし、当該金額を含めた WAON 取引金額からこれに対応する WAON 加盟店手数料を控除した金額を前条に従って精算する。但し、乙が合理的な資料に基づき、以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではないものとする。
  - (1) 甲又は甲の従業員、その他甲の業務を行う者が、故意又は過失により、当該偽造又は変造に何らかの関与をした場合

(2) 甲が当該電子的情報を受ける際に、当該電子的情報が偽造又は変造されたものであることを知りつつ、又は、重大な過失により当該電子的情報が偽造又は変造されたことを知らなかった場合

4. 紛失・盗難された WAON カードが使用された場合、又は、偽造・変造された電子的情報による WAON 取引金額が発生した場合に、乙が甲に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、甲は誠実に協力するものとする。また、甲は、乙が必要と判断し依頼した場合若しくは甲自らが必要と判断した場合には、甲の WAON 取扱店舗の所在地を管轄する警察署へ当該 WAON 取引金額に対する被害届を提出するものとする。

### 第13条 返品等の取扱い

1. 甲は、WAON 取引に関して返品その他の事由により払い戻しを行う場合、乙所定の手続に従って、次のいずれかの方法により利用者に対して当該 WAON 取引にかかる WAON 取引金額相当額の払い戻しを行うものとする。

(1) 店頭において WAON カードの提出を受けたときは、第10条第1項に基づき乙の指定する情報処理センターに移転又は送信された当該 WAON 取引にかかる WAON の移転を取り消し、利用者の WAON カードに当該 WAON 取引金額に相当する WAON をチャージする方法

(2) 利用者に対して当該 WAON 取引金額を現金で払い戻す方法

2. 前項第1号の方法による場合、甲は、乙に対して当該 WAON 取引に係る WAON 加盟店手数料の支払い義務を負わないものとし、既に支払った場合は、翌取扱期間において精算する方法により、乙に返還を請求することができるものとする。

### 第14条 不正な WAON 取引の処理

1. WAON 取引が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、乙は甲に対し、当該 WAON 取引に係る WAON 取引金額の支払い義務を負わないものとする。但し、本項第3号に該当する場合で、乙が当該 WAON 取引に関する WAON 取引金額の支払いを承認したときはこの限りではない。なお、甲は、本項各号に該当する場合であっても、当該 WAON 取引に係る WAON 加盟店手数料を支払う義務を負う。

(1) WAON 利用約款及び第6条及び第7条に定められた手続に従わずに WAON 取引を行ったとき

(2) WAON の取扱が禁止されているにもかかわらず、WAON 取引を行ったとき（第8条違反）

(3) 第10条第1項に基づき、WAON 取引に係る WAON の移転、送信及び受信を行わなかったとき

(4) 明らかな不正使用に対して WAON 取引を行ったとき

2. 乙が甲に対し前項に該当する WAON 取引に係る WAON 取引金額を支払う前に、前項各号の事由に該当することが判明した場合は、甲は、直ちに当該 WAON 取引に係る WAON の移転を取り消す措置を取るものとし、乙が甲に対し当該取引の WAON 取引金額を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、甲は直ちに乙の指定する方法により乙に対し当該 WAON 取引金額を返還するものとする。尚、甲と乙の間で協議の上、次回に到来する取扱期間に係る WAON 取引金額から当該返還額を差し引くことにより、精算することもできるものとする。

3. 乙が、WAON 取引又は当該 WAON 取引に関わり甲から乙へ移転された WAON について第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があると認めた場合には、乙は、調査が完了するまで当該

WAON 取引に係る WAON 取引金額の支払いを留保することができるものとし、この場合、乙は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとする。

4. 前項の調査開始より 30 日を経過しても第 1 項記載の各事由のいずれかに該当する可能性が解消しない場合には、乙は当該 WAON 取引における WAON 取引金額の支払い義務を負わないものとする。  
なお、この場合においても甲及び乙は調査を続けることができるものとする。
5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、乙が当該 WAON 取引に係る WAON 取引金額の支払いを相当と認めた場合には、乙は、直近に到来する取扱期間に係る WAON 取引金額に加算して当該 WAON 取引金額を支払うものとする。

#### 第 15 条 WAON 加盟店の義務等

1. 甲は、WAON 取引について、法令、政令、規則その他行政官庁によるガイドライン等並びに WAON 利用約款及び本契約を遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に業務を行う。
2. 甲は、乙、WAON ブランドオーナー、WAON 発行者及びそれらの提携先等が WAON 利用促進のために、印刷物、電子媒体等に甲の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合は、これに協力するものとする。
3. 甲は、WAON 取引に関する情報、WAON 端末、WAON マーク等を本契約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとする。
4. 甲は、乙が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとする。
5. 甲は、本条その他本契約に定める義務等につき、WAON 取扱店舗及び自己の従業員、並びに前項に基づき甲の義務を委託する場合はその委託先の従業員をして、遵守させるものとする。

#### 第 16 条 届出事項等

1. 甲は、乙に届け出た商号・代表者・所在地・WAON 取扱店舗・振込指定金融機関口座等、本契約締結時に甲が届け出た事項に変更が生じた場合は、甲と乙が合意した方法により、直ちに乙へ届け出るものとする。
2. 前項の届出がないために、乙からの通知又は送付書類、振込金等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したものとみなすものとし、延着又は未到着によって甲に生じた損害について、乙は、責任を負わない。

#### 第 17 条 地位の譲渡等

甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。又、甲は乙に対する債権・債務を第三者に譲渡、質入れその他の担保設定等の処分をしてはならない。

#### 第 18 条 情報の開示

甲は、WAON ブランドオーナー、WAON 発行者または乙が、公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けたとき、第 16 条第 1 項に基づく届出事項その他 WAON 取引に関する情報を開示する場合があることを予め承諾するものとする。

## 第19条 守秘義務

1. 甲及び乙は、次の各号に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に際して知り得た WAON に関する一切の情報（WAON 端末等の規格等事業に関する情報、利用者に関する情報及び WAON の営業上の機密を含むがこれらに限られない。以下、本条において「機密情報」という。）を、本契約以外の目的に使用し、または第三者に開示し又は漏えいしてはならない。
  - (1) 適用法令もしくは行政官庁の命令・指示あるいは証券取引所の諸規則に基づき必要とされる場合
  - (2) 乙が WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者に対して機密情報を開示する場合
  - (3) 本契約締結時点において既に公知となっていた情報
  - (4) 本契約締結後に当事者の義務違反によらずして公知となった情報
  - (5) 本契約締結後に当事者が機密情報に基づかず独自に取得した情報
  - (6) 本契約締結後に正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
2. 前項の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

## 第20条 中途解約

甲及び乙は、書面により3ヶ月前迄に相手方に対し予告することにより本規約による契約を解除することができるものとする。

## 第21条 契約解除

1. 前条にかかわらず、当事者が以下の各号の一に該当する事由が生じた場合には、両当事者に対する書面による通知をもって、事前に催告を要することなく本契約を解除することができる。
  - (1) 本契約に定める義務につき、不履行に陥り、その是正を求める書面による催告を受領するも、その後30日以内に当該不履行を治癒しなかった場合
  - (2) 甲が第16条第1項の届出事項について、虚偽の届出をしたことが判明した場合
  - (3) 支払停止、特定調停の申立て、甲に対する、又は甲自身による破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは今後新たに立法される倒産手続の申立て、または手形交換所による取引停止処分があった場合
  - (4) 差押、仮差押え、仮処分の申立て又は滞納処分があった場合
  - (5) 解散決議若しくは解散命令があった場合
  - (6) 監督官庁から営業の取消し又は停止処分を受けた場合
2. 前項に定めるほか、乙は、甲の信用状態に重大な変化が生じた場合、WAON 取扱店舗による営業が公序良俗に反する場合等、甲との間で本契約を継続し難いと認める事由が生じた場合には、30日前までに甲に通知することにより、本契約を解除することができる。

## 第22条 契約終了後の措置

1. 前2条により本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた WAON 取引は有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該 WAON 取引を本契約に従い取扱うものとする。但し、甲と乙が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。

2. 甲は、本契約が終了した場合には、直ちに WAON マークを取り外すものとする。併せて、甲が設置した WAON 取引を行うことができる共用端末に対し WAON 取引の中止措置を施すものとする。

### 第23条 損害賠償

甲が以下の各号の事由により乙、WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者に損害、損失、費用等（以下「損害等」という）を生じさせた場合は、甲は、乙、WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者に対し、当該損害を賠償する責任を負う。

(1) 本契約に違反したとき

(2) 公序良俗に反するなど不適当な行為により乙、WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者の名誉を傷つけ、又は金銭的損害を与えたとき

### 第24条 本規約の変更等

乙は本規約の一部又は全部を変更することが出来るものとする。変更等の手続きは、乙が甲に変更等の事項を通知するものとし、甲がその後会員に WAON 取引を行った場合には、甲は変更等を承認したものとする。

### 第25条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し保証する。

(1) 自己及び自己の役員並びに重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと

(2) 自己及び自己の役員等が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと

(3) 自己及び自己の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと

(4) 自己及び自己の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

(5) 自己及び自己の役員等が自ら又は第三者を利用して相手方に対し暴力的な要求行為をしないこと及び法的な責任の範囲を超えて、不当な要求、相手方の名誉や信用の毀損又は相手方の業務を妨害しないこと

(6) 本契約に関する業務の全部又は一部を反社会的勢力に該当する者に行わせないこと

2. 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。また甲及び乙は、相手方に前項各号に違反する事実が具体的に疑われる場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、甲及び乙は報告を求められた場合、合理的な期間内に当該事項に関する報告を行うものとする。

3. 甲及び乙は、相手方が本条の規定に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

4. 甲及び乙は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し前項に基づ

く契約解除にかかわらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求することができる。なお、甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除したことにより相手方に生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとする。

#### 第26条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとする。

#### 第27条 合意管轄裁判所

甲と乙の間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

#### 第28条 協議事項

本規約に定めのない事項並びに解釈上の疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、誠意をもって定めるものとする。